

# 坂出市公共施設里親制度

## 坂出市公共施設里親制度とは

ボランティアで、坂出市の公共施設の管理を実施していただける方を間接的に援助することによって地域の美化と環境意識を育てるとともに、市民参加のまちづくりを推進することを目的としています。

## 公共施設とは

坂出市の管理する道路、河川、公園、緑地などです。

## 参加できるのは

自治会、商店会、地域の住民団体、企業およびその従業員、学校およびその児童生徒で、1年以上継続して参加できる方です。個人では参加できません。

## 参加したら何をすればいいのですか

管理する施設、範囲をきめてごみ、空き缶などの収集、草刈機等機械を使わない除草を行ってください。

## 坂出市は何をしてくれますか

作業に必要な軍手、ごみ袋を支給する予定です。その他清掃用具については、参加団体の意見を取り入れながら決めたいと思います。また、参加中の不慮の事故に対する賠償責任保険、補償保険に加入しています。

保険内容について教えてください

ボランティア活動中に過失があり、それに基づく法律上の賠償責任が生じた場合、賠償責任保険により身体上の賠償額は1人5,000万円、1事故につき5億円、財物に対する賠償は1事故につき1,000万円までの保険金が支払いされます。

また、ボランティア活動中に偶発的な事故に遭遇し病院に入院された場合、過失の有無にかかわらず補償保険で、入院日数によって1万円～5万円までの補償金が支払いされます。

集めたごみはどうすればいいですか

集めたごみはそれぞれが自宅に持ち帰り、指定の収集日に家庭ごみと一緒にごみの収集場所に置いてください。基本的には、個人で集められる程度のものを想定しております。

里親になったことを周知してくれますか

1年以上継続していただいた方には、希望があれば看板を設置する予定です。どのようなものにするかは、皆様の意見を聞いた上で決めたいと思います。

参加したいのですが

建設課までお問い合わせください。電話 0877-44-5011 です。